

一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター [令和7年度 事業計画]

実 施 時 期	令和7年4月1日～令和8年3月31日
目 的	* 犯罪被害者等支援の人材育成、相談業務・直接的支援等の実績作り、広報啓発活動、組織体制の整備、財政基盤の強化を図り「総合カウンセリング支援」にむけた道北の拠点を目指す。
目 標	* 犯罪被害者・心に悩みを抱える人への持続可能な支援をめざし、組織体制の整備と自立計画を策定する。 ① 犯罪被害者相談員等の資格を満たす人材の確保・育成 ② 犯罪被害者等のニーズに応える支援活動を行うとともに、直接的支援に関する広報啓発活動 ③ 性犯罪に関係した法律相談、性犯罪・性暴力被害者支援等を行い支援体制の強化 ④ 円滑な組織運営のために必要な人材・設備の確保による体制の整備 ⑤ 収入（会費・賛助会費・寄付金等）の増加による財政基盤の強化 ⑥ 各種規程・規則等の整備 道北エリアの支援の継続と充実、効率化を図る。
事 務 局	* 定時社員総会・理事会（年2回：6月・3月） * 事業計画・会計予算・事業報告・会計決算報告の作成 * 定例相談室事務局会議 * 各事業部との連携 * 養成講座事務 * 活動資金調達に向けての計画作成 * 関係機関・団体との連携 * その他の部門に関する業務

定 款	事 業 項 目	業 務 名	事 業 内 容	実施予定	対 象 ・ 方 法
第4条 第1項 第1号	犯罪被害者支援事業	電 話 相 談	* 犯罪被害者相談（月・火・木・金曜） （0166-24-1900） * 全国共通ナビダイヤル（祝日・年末年始を除く） （0570-783-554）	10時～15時 7:30 ～22:00	① 1級認定後1～2年の間に実務研修を修了し、犯罪被害者相談を担当 ② 面接相談は電話相談の結果、面接相談を希望する者等（自宅訪問有り）
		面 接 相 談	* 犯罪被害者面接相談 （予約制…月・火・木・金曜）	10時～15時	③ 弁護士会、医師会、警察等との連携を密にしてそれぞれの役割を担って、被害にあった方、又その家族の方々の支援を行う。
		直接的支援	* 付添支援（病院・検察庁・警察署・裁判所等） * 性暴力被害者支援センター（さくらこ）との提携	随 時	④ 要望に応じて付き添いの実施 ⑤ 要望に応じて家庭訪問やカウンセリングの実施
			* 家事支援（平成25年4月より実施） * 物品等の貸出（平成25年4月より実施）	10時～15時	⑥ 要望に応じて防犯ベル・衣類等貸出

定 款	事 業 項 目	業 務 名	事 業 内 容	実施予定	対 象 ・ 方 法
第4条 第1項 第1号	犯罪被害者支援 事業	啓蒙・啓発	* 各種講演会等開催及び機関誌発行、マスメディアの活用、リーフレット・物品等配布により一般に広く啓蒙・啓発する。	年 数 回	・ 大型店、駅前広場、公民館等にて、リーフレット・グッズ等の配布 ・ 新聞、Webサイトの活用
			・ 正会員・賛助会員の増加	随 時	・ H Pに掲載、啓発チラシ等
			・ 寄付型自販機の設置（変更）依頼	随 時	・ 年度中に設置箇所増を目標
			・ ホンデリング～本で広がる支援の輪	協力依頼	・ 個人、法人、関係機関等に協力依頼
			・ 講師を積極的に派遣、地域社会に貢献（自衛隊、刑務所、看護学校、役所等）	随 時	・ 犯罪被害者等についていろいろな場で、講話やカウンセリングを行う。
		広 報	* 機関誌「きずな15号」の発行	年 1 回	・ 2,000部、個人・関係機関等へ配布
			* 関係機関・法人・市町村等が発行する広報媒体への当センターに関する広告掲載の依頼と協力要請をする。	適 宜	・ 機関誌送付等で当センターの活動をPRする。
			* 当センターの広報活動を適宜行う。	適 宜	・ リーフレット、チラシ等を随時活用
		相談員研修	* 実務研修（毎年）	年約20回	・ 犯罪被害者相談員のための研修
			① 資質向上のための現職研修	1～2年修了	・ 犯罪被害者等基本計画・法制度等
			② 弁護士、精神科医、臨床心理士等による講義	後に被害者	・ 犯罪被害者等の心理の学習
			③ 警察・検察庁・行政機関との連携	相談を担当	・ 関係機関との緊密な連携
			④ スーパーヴァイズ	随 時	・ 相談員に対して行うカウンセリング
		研修会参加	* 北海道犯罪被害者等研修会	10 月	予算状況を鑑みながら 参加可能な研修会に参加の方向。 Web研修への参加奨励
			* 各関係機関が主催する研修会	随 時	
			* 上半期北海道・東北ブロック研修会	7 月	
			* 下半期北海道・東北ブロック研修会	11 月	
			* 全国犯罪被害者支援フォーラム2024、秋期全国研修会	10 月	
			* 直接的支援研修会、課題研修 等	未 定	
第4条 第1項 第2号	心の悩み相談 事業	電 話 相 談	* 心の悩み相談（火・木曜日）0166-27-7611	10時～15時	・ 1級認定者が担当
		面 接 相 談	* 心の悩み相談業務（予約制）	10時～15時	・ 面接相談は電話相談の結果、面接相談を希望する者

定 款	事 業 項 目	業 務 名	事 業 内 容	実施予定	対 象 ・ 方 法
第4条 第1項 第3号	養成講座・審査 ・研修事業	養成講座	* カウンセラー1級講座（毎年数名程度）	年30回	・ 募集を休止
			* カウンセラー2級講座（隔年約10数名）	年55回	・ 募集を休止
			* カウンセラー3級講座（隔年約40名程度）	年40回	・ 募集を休止
		審査認定 ・研修	* 審査認定 1級審査認定（レポート）	12 月	・ 1級講座修了者で希望者がいた場合実施
			* グループワーク（相談員他）		・ 年1回実施（午前・午後）

そ の 他 の 項 目	活 動 指 針 （ 組 織 の 維 持 ）
体制の維持整備	* 役員体制の充実（弁護士、医師、大学教員、臨床心理士、商工会議所、税理士、行政書士、学識経験者等）
	* 会員増の取組を進める。 R6年度状況（正会員：32個人・2法人）（賛助会員：47個人・111法人）
	* 各種規程・規則等の整備
	* 常勤・非常勤の事務局員3名配置（令和2年度以降）。常勤事務局員（事務局長）の稼働日→火・木・金曜 勤務。
	* 事務所、相談室移転に伴う条件整備
財政基盤の強化	* 財政強化のため理事長、各理事及び事務局等が一体となり、道北地区の法人・団体及び市町村等に正会員・賛助会員加入促進と寄付型自販機設置（また変更）の働きかけ。
	* 「ホンデリングプロジェクト～本で広がる支援の輪～」で不要古本、書損葉書等の提供を広く呼びかける。
	* 犯罪被害者週間における街頭啓発においてリーフレット、啓発物品等の配布による広報・啓発活動の実施。賛助会員の増加を図るとともに寄付金を募る。
物 品 の 購 入	* 業務拡張に伴い環境整備のために必要な備品・物品の購入
	* 性犯罪被害者等への物品の貸出し（衣類、衛生用品、靴等）
	* 病院等への医療の立替金（性犯罪被害者等のみ）等
そ の 他	* 全国共通フリーダイヤル 0120-079714（7:30～22:00 被害者相談室開設時間以外は東京へ）
	* 北海道警察旭川方面本部、北海道、旭川市、各市町村担当部署等との連携強化
	* 性暴力被害者に関しては、方面本部、性暴力被害者支援センター北海道（SACRCH）、森産科婦人科病院との連携
	* 市町村広報紙に当センター相談室PR記事掲載依頼。市町村HPから当センターHPへリンク依頼、募金箱設置依頼等
	* 法人・団体賛助会員（1口10,000円以上）に「賛助会員之証」の配付（R6年度末現在：111法人に配付）
	* 北海道警察と犯罪被害者直接支援業務委託契約（委託料） * HPの随時更新。徽章（バッジ）の普及
	* 本年度の助成金：日本財団（犯罪被害者支援に関わる人材育成） R6年度98万円→R7年度161万円

